

令和6年度 麻生区農と環境を活かしたまちづくり運営支援業務委託 仕様書

1 事業及び委託目的

「農と環境を活かした連携事業」は、大学や農業者、区民等との協働による麻生区の貴重な農業資源や里地里山などの環境資源を活用した地域活性化に向けた取組の更なる推進を図ることを目的とする。

本委託は、黒川地域における黒川地域連携協議会と2つの専門部会の取組項目の実施運営支援及び各取組項目について、農業者・地域住民・団体、大学等を中心とした地域の担い手を主体とした地域連携による取組支援を行うものである。

また、岡上地域においては、これまでの地域連携の枠組みをベースに農業者、関係団体や大学等と連携し、地域活性化に向けた各主体の取組支援を行い、地域の課題解決に向けた調整等、今後の取組の方向性について検討を行うものである。

各業務は、令和6年に市制100周年を迎え、全国都市緑化かわさきフェアが開催されることを踏まえた取組とし、区民、関係する企業、団体等多様な主体とともに関わって行うものである。

2 業務内容

(1) 黒川地域専門部会（2部会×各1回）及び黒川地域連携協議会（1回）の開催に向けた資料作成及び会議運営支援

- ・黒川地域では、明治大学や農業者、川崎市等の関係者等による2つの専門部会（農産物等研究専門部会、里地里山保全利活用専門部会）における黒川地域連携イベント等に向けた実施事項の検討・調整、後方支援を行う。黒川地域連携協議会において、取組項目等の取りまとめ、会議の記録、次年度の取組の検討を行うための資料作成や運営支援を行う

【専門部会（2部会×各1回）】

黒川地域連携イベント等に向けた実施事項の検討・調整

【黒川地域連携協議会（1回）】

黒川地域取組項目等の結果報告・検証、次年度の取組の検討支援

(2) 黒川地域連携イベント等の取組支援

①農産物等研究専門部会

ア) 過年度から取組んでいる大学と地域が連携した各種取組（研究や援農等）等の実施内容の把握や実施成果の取りまとめを行う。

イ) 地域と大学が連携したグリーンツーリズム市制100周年記念イベント「地元農産物を活かした取組（収穫・植付け体験等）」や「地域の歴史文化を活かした取組」等地域資源を活かしたグリーンツーリズムを2回行う。

・関係者との調整

・参加者（市内小学生とその保護者30組60名程度想定）の募集広報資料の作成

- ・準備及び当日運営（参加者の保険料、必要物品等の調達及び講師謝礼金含む）
- ・アンケート調査の実施及び取組成果取りまとめ
- ・実施にあたっては、地域の持続的・自立的な取組を見据え、参加費の徴収等の検討を行うものとする。

②里地里山保全利活用専門部会

- ア) 地域の関係者や市民等による「里山保全活動体験」の実施運営支援（チラシ作成、運営支援等（参加者30名程度、保険料、必要物品等の調達含む））
- イ) 麻生区内にある農業資源や里地里山などの環境資源を活用した地元主催のイベントに対して、広報周知活動（告知チラシ・案内作成等）の支援を行う（1団体を予定）。

（3）岡上地域における地域活性化に向けた取組の支援

- ①地域の関係団体や大学等と、地域活性化に向けた取組について意見交換会（2回）の運営支援を行う。
 - ア) 1回目は、これまでの意見交換での意見や、昨年度の実施結果・成果の共有とともに、今年度の取組事項について意見交換・情報展開を行う。
 - イ) 2回目は、今年度の取組実施後の情報共有、次年度の取組方針の検討などに関する意見交換を行い、取りまとめる。
- ②令和4年度及び5年度に行った意見交換会での意見等を踏まえ、今年度実施する取組の共有と連携方針の確認、今年度の取組成果と次年度に向けた農業資源、環境資源を活用した地域活性化に向けた取組方針案を取りまとめるための支援を行う。
- ③岡上地域で行われるイベント等と連携した広報周知支援活動（告知チラシ作成等）を行う。
- ④地域と連携したグリーンツーリズム市制100周年記念イベント「地域資源・魅力を知るツアー（例）」（1回）の実施・運営支援を行う。
 - ・関係者との調整
 - ・参加者（市内小学生とその保護者30組60名程度想定）の募集広報資料の作成
 - ・準備及び当日運営（参加者の保険料、使用物品等の調達及び講師謝礼金含む）
 - ・アンケート調査の実施及び取組成果取りまとめ
 - ・実施にあたっては、地域の持続的・自立的な取組を見据え、参加費の徴収等の検討を行うものとする。

（4）令和6年度実施事項報告書の作成

- ・成果品は次のとおりとする。報告書は、発注者が加工・編集することが可能なファイル形式のデータ及び報告書形式で納品する。
- ① 報告書（1部）
 - ・令和6年度取組実施事項報告書
 - ・業務の実施状況が分かる写真
 - ・本業務遂行時において作成した成果物（計画書や広報物等）一式

- ・アンケート集計結果
 - ・取組の結果を踏まえた、今後の取組方針案
 - ・その他発注者が必要と認めるもの
- ② 報告書の電子データ（CD-R） 1式

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月21日までとする。

4 履行場所

麻生区内ほか

5 その他

- (1) 受託者は川崎市と連絡を密にし、事業の進捗状況を随時報告し、川崎市からの指示を受けなければならない。
- (2) 委託業務完了後、業務完了報告書を提出すること。
- (3) 本業務の実施において知り得た情報については、いかなる理由があっても、川崎市の了解なしに第三者に漏らしてはならない。
- (4) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する個人情報（以下この項において、「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、別記「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を遵守し、個人情報の漏洩、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な管理を行わなければならない。
- (5) 成果物は、川崎市の許可なく他に公表若しくは貸与又は使用してはならない。
- (6) 不測の事態が発生し、事業を中止とした場合は、中止決定までに掛かった費用（前日までのデザイン・印刷費、機材費、人件費、業務経費）を発注者が支払うものとする。
- (7) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書の解釈について疑義が生じたときは、川崎市契約規則によるほか、発注者と受託者が協議のうえ決定する。

個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項

(趣旨)

第1条 この特記事項は、個人情報の取扱いを伴う事務事業の委託について、必要な事項を定めるものである。

(基本事項)

第2条 受注者は、業務の履行に当たり情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

(情報セキュリティ関連規定の遵守)

第3条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の取扱いについては、個人情報の保護に関する法令のほか、川崎市情報セキュリティ基準その他の関連規定を遵守しなければならない。

(個人情報の適正な維持管理)

第4条 受注者は、この契約の履行に当たり個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)に規定する個人情報(以下「個人情報」という。)を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、業務が適切に履行されるよう、必要な監督を行わなければならない。また、個人情報保護法にある罰則規定を周知しなければならない。

(秘密保持及び第三者への提供の禁止)

第5条 受注者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密及び個人情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならず、並びにあらかじめ発注者が書面により承諾した内容を除いて、この契約の履行により知り得た情報を第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

2 受注者は、前項の義務を遵守するために必要な措置として、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、川崎市情報セキュリティ基準第2章9(1)オの定めに従い、秘密保持等に関する誓約書を提出させなければならない。

3 発注者は、第1項の規定に違反するおそれがある場合は、受注者に対し関係資料の提出を求め、又は発注者の職員をして履行場所等に立ち入らせ、文書その他の資料を調査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を求めることができる。

(再委託の禁止)

第6条 受注者は、この契約による業務の全部を一括して、又は主要な部分を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部(主要

な部分を除く。)であって、発注者に事前に書面により申請し、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受注者は、前項ただし書により発注者に申請する書面には、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法等を記載しなければならない。

3 受注者は、第1項ただし書により委託する場合は、受託者の当該事務に関する行為について、発注者に対して全ての責任を負うものとする。

(指示目的外の利用の禁止)

第7条 受注者は、この契約の履行に必要な業務に関する情報をその他の用途に使用してはならない。

(情報の複写及び複製の禁止)

第8条 受注者は、この契約の履行に当たり、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受託業務に関する情報を複写し、又は複製をしてはならない。

(情報の帰属権)

第9条 業務に関する情報が記録された記録媒体等の内容をなす一切の情報は、当該業務の処理のため発注者が提供した発注者の情報であって、受注者はその内容を侵す一切の行為をしてはならない。

2 発注者及び受注者は、この契約に関わる全ての情報の記録等、当該受託業務完成に必要なものが、発注者の所有物であることを確認する。ただし、受注者が所有するソフトウェア及び著作権、特許権その他の権利でこの契約の履行のために適用したものについてはこの限りではない。

3 受注者は、この契約の履行による成果物の全てについて、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵してはならない。

(情報資産の保護)

第10条 受注者は、受託業務に関する情報資産を発注者の指定した場所以外には、搬出できないものとする。

(情報資産の受渡し)

第11条 この契約による業務に関する情報資産の提供、返却又は廃棄については、受渡票等で確認し、行うものとする。

(情報資産の授受及び搬送)

第12条 この契約で履行する業務に関する情報資産の授受及び搬送は、発注者の管理責任者が指定する職員と、受注者の管理責任者との間で行う。

2 業務に関する情報資産の授受及び搬送を受注者が行う場合は、その費用は受注者の負担とし、受注者の責任において行うものとする。

(厳重な保管及び搬送)

第 1 3 条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するために、情報資産の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(情報資産の返還又は廃棄)

第 1 4 条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときには、この契約による業務に関する情報資産を速やかに発注者に返還し、又は発注者の指示に従い、情報を復元できないよう措置を講じ、安全適切に廃棄しなければならない。

(入退室管理事項)

第 1 5 条 受注者は、発注者の情報セキュリティ管理エリアに入室して業務を行う場合には、発注者の定める入退出に関する規定を遵守しなければならない。

2 発注者の情報セキュリティ管理エリアには、情報機器及び外部媒体の持ち込み並びに持ち出しを禁止する。ただし、発注者に事前に書面により申請し、発注者が許可した場合はこの限りではない。

(身分証明書の携帯等)

第 1 6 条 この契約による業務に従事する受注者の従業員は、その業務を行うに当たり、受託会社の商号及び自己の氏名が記載され、並びに顔写真が付いた身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときには、これを提示しなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第 1 7 条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等が生じ、又は生じた可能性があることを知ったときには、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

2 この場合、受注者は、その事故発生理由にかかわらず、速やかにその状況、処置対策等を書面により発注者に報告しなければならない。

(業務の報告又は検査等)

第 1 8 条 発注者は、必要があるときは、いつでも受注者の業務の処理状況について報告を求め、又は個人情報取扱いについて必要な措置が講じられているかどうか確認するため、受注者及び再委託先に対して検査等を行うことができる。

(教育の実施)

第 1 9 条 受注者は、従業員に対し、この契約による業務に関する情報資産を取り扱う場合に遵守すべき事項その他この契約の適切な履行のために必要な事項に関する研修等の教育を実施しなければならない。

(契約の解除)

第20条 発注者は、受注者がこの特記事項に定める義務を果たさない場合には、契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

3 第1項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。契約保証金の納付がない場合は、受注者は、委託契約金の10分の1に相当する額を損害賠償金として発注者に支払わなければならない。

(損害賠償)

第21条 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより、個人情報等の漏えい等の事故が発生し、発注者に対する損害が発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害賠償金は、契約金、契約保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

3 第1項の損害賠償の額は、前条第1項により契約を解除する場合には、同条第3項により発注者に帰属する契約保証金又は受注者が発注者に支払う損害賠償金の額を超過した額とする。

(違反事実の公表)

第22条 受注者がこの特記事項に違反した場合、発注者は受注者の名称及び違反事項を公表することができる。

(その他)

第23条 受注者は、この特記事項に定めるもののほか、情報資産の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。